

旧大野原荘敷地等分筆登記業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、東温市見奈良大字大野原1545番4所在の旧大野原荘敷地等の分筆登記業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は、別添旧大野原荘敷地等分筆登記業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

3 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約日から令和元年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円とする。（※申請書を提出し、免除決定を受けた者は免除。）

2 契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 乙は、甲による業務完了の確認を受けた後、甲に契約保証金の返還を請求するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（代理権の授与）

第6条 甲は、業務対象県有地の登記の囑託に関する代理権を乙に授与するものとする。

（復代理人の選任等）

第7条 乙が公共囑託登記土地家屋調査士協会である場合にあっては、乙は、前条に規定する代理権を、乙の社員のうちから乙が選任した復代理人に授与することができる。

2 乙は、前項の規定により復代理人を選任したときは、書面により甲に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により通知のあった復代理人が不相当と認めるときは、乙にその変更を求めることができる。

（処理状況の報告）

第8条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、業務の処理状況その他業務に関する事項について報告を求めることができる。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 乙は、甲が前項の規定によりこの契約を解除したときは、委託料の10分の1に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

3 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する期限内に支払わないときは、その支払わない額に対して、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算

して得た額の利息を徴収する。

(検査)

第10条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項の検査を受けた後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(秘密を守る義務)

第12条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議事項)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (委託者) 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村 時広

乙 (受託者)